

市原市立小中学校トイレ環境整備事業発注管理支援業務委託
 公募型プロポーザル評価要領
 (業務提案書評価用)

1. 評価要領（業務提案書評価用）の位置付け

本要領は、市原市立小中学校トイレ環境整備事業発注管理支援業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」と言う。）に基づき、「市原市立小中学校トイレ環境整備事業発注管理支援業務委託企画提案審査会」（以下「審査会」という。）が、受託候補者を選定するために行う業務提案書の特定に際し、その評価基準等を示すものである。

2. 事前審査

提出された業務提案書は、提案者番号を付した後、付属資料を添えて各審査員に送付する。

3. 業務提案評価の基準

- ① 業務提案書は提案者の名前を伏した上で、その内容についてのプレゼンテーション及び質疑応答の結果を含め、本要領に基づいて審査会が審査した結果で評価する業務提案評価を行う。
- ② 業務提案評価の評価項目及び評価基準は以下のとおりとする。

【業務実施方針】

評価項目	評価基準
1. 本事業における本業務の役割を踏まえた取組方針	本業務の課題等の理解度、配置技術者の意欲の高さ、積極性及び体制
2. 取組方針に則した業務の実施体制フロー	取組方針との整合性、業務全体での効果的な実施体制

【特定テーマに対する技術提案】

評価項目	
テーマ1. 発注・契約支援 業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切な支援手法
テーマ2. 統括マネジメント 業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切なマネジメント手法
テーマ3. 設計マネジメント 業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切なマネジメント手法
テーマ4. 施工マネジメント 業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切なマネジメント手法
テーマ5. 工事監督職員支援 業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切なマネジメント手法
評価基準（各テーマ毎に評価する）	
的確性（与条件との整合性、理解度）	
実現性（理論的な裏付けに基づく説得力等）	

③ 各評価項目の評価基準毎の評価配点は、以下のとおりとする。

各評価項目評価基準配点表

評価項目		評価基準	配点	
業務実施方針	1	本事業における本業務の役割を踏まえた取組方針	本業務の課題等の理解度、配置技術者の意欲の高さ、積極性及び体制	8
	2	取組方針に則した業務の実施体制フロー	取組方針との整合性、業務全体での効果的な実施体制	7
	業務実施方針に対する審査員一人当たりの持ち点			15
特定テーマの提案	テーマ1. 発注・契約支援業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切な支援手法	DB事業の発注支援及び契約事務の支援における、的確性と実現性について評価する。	7
	テーマ2. 統括マネジメント業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切なマネジメント手法	DB事業の統括業務との役割分担、情報マネジメント及び工事監督職員支援業務マネジメントにおける、的確性と実現性について評価する。	7
	テーマ3. 設計マネジメント業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切なマネジメント手法	コスト管理、スケジュール管理及び品質管理における、的確性と実現性について評価する。	7
	テーマ4. 施工マネジメント業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切なマネジメント手法	コスト管理、スケジュール管理及び品質管理における、的確性と実現性について評価する。	7
	テーマ5. 工事監督職員支援業務	* 業務における課題の抽出と、課題解決のための適切なマネジメント手法	支援体制及び品質管理における、的確性と実現性について評価する。	7
審査員一人当たりの持ち点合計			35	

④ 採点はプレゼンテーション、及びヒアリング終了後、各審査員毎に以下の評価水準に基づき評価を行う。

評価項目	評価水準	評価点
業務実施取組方針	極めて優れている	8.00
	優れている	6.00
	適切である	4.00
	やや劣っている	2.00
	劣っている	0.00

評価項目	評価水準	評価点
業務実施 実施体制 フロー	極めて優れている	7.00
	優れている	5.25
	適切である	3.50
	やや劣っている	1.75
	劣っている	0.00

評価項目	評価水準	評価点
特定テーマの 提案	具体的な提案の的確性・実現性が極めて良好である	7.00
	具体的な提案の的確性・実現性が良好である	5.25
	具体的な提案の的確性・実現性が十分である	3.50
	具体的な提案の的確性・実現性がやや不十分である	1.75
	具体的な提案の的確性・実現性が不十分である	0.00

- ⑤ 全審査員の評価点を合計し、審査員一人あたりの平均点が30点以上である業務提案書を特定の対象とする。

※ 審査員は7名で構成され、審査員の過半数の出席で成立することから、審査員が欠席した場合（最大で3名）は、審査員一人あたりの平均点が30点以上である業務提案書を特定の対象とする。

- ⑥ 審査員が欠席した場合は、下記により業務提案評価点を補正して評価値を算出する。
(小数点第2位以下切捨て)

$$\text{業務提案評価点（補正後）} = \text{業務提案評価点の合計} \times 7 / \text{審査員の出席人数}$$

4. 参考見積書による価格評価の基準

参考見積書による価格評価点及び算出方法は以下のとおりとする。

評価項目	配点
参考見積書の価格評価	50点

算出式（小数点第2位以下切捨て）

50	×	(提出された参考見積書の最低価格 / 当該参考見積書の価格)
----	---	--------------------------------